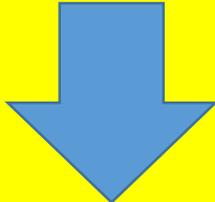


# 新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針

国の緊急事態宣言	(4.7～) (特定都道府県：7都府県)	(4.16～) ※全都道府県へ拡大 (特定警戒都道府県：13都道府県) (上記以外：本県を含む34県)	(5.14～5.20) (特定警戒都道府県：8都府県) ※本県解除	(5.21～5.24) (特定警戒都道府県：5都府県)	(5.25～) ※全都道府県解除
特措法に基づく県の対策期	「香川県緊急事態」宣言 (4.14～)		香川県感染警戒宣言 (5.15～5.25)		
	(1) 感染拡大防止集中対策期 (4.17～5.6) 本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されており、クラスターの発生など、感染者が急増し、医療提供体制が逼迫している状態	(2) 感染拡大防止対策期 (5.7～5.14) 本県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されており、一定数の感染者が発生している状態	(3) 感染警戒期 (5.15～5.25) 本県が国の緊急事態宣言の対象区域から解除されているが、他の都道府県で対象区域が指定されている状態	(4) 感染予防対策期 (5.26～) 全ての都道府県が国の緊急事態宣言が解除されている状態	
1. 県民への要請等	県内での外出自粛 県外への外出自粛 接待を伴う飲食店等への外出自粛 3密の場への外出自粛	県内での外出自粛 県外への外出自粛 接待を伴う飲食店等への外出自粛 3密の場への外出自粛 新しい生活様式の徹底	県外への外出自粛 接待を伴う飲食店等への外出自粛 3密の場への外出自粛 新しい生活様式の徹底		 <p>国の基本的対処方針等を踏まえ、段階的に社会経済の活動レベルを上げ</p> <p>感染予防対策期における対策について</p>
2. 事業者への要請等	対象施設への休業要請等 適切な感染防止対策	一層の感染防止対策 新しい生活様式の徹底	一層の感染防止対策 新しい生活様式の徹底		
3. イベント等の開催	原則中止・延期	全国的大規模イベント等の開催自粛 50人程度未満は感染防止対策を講じる	全国的大規模イベント等の開催自粛 一定人数※以下は感染防止対策を講じる ※屋内：100人以下かつ収容定員の半分以上 屋外：200人以下かつ人と人の距離を十分確保		
4. 県有施設等における対応	基本的に休館	多数集客施設、観光客誘客施設等は原則休館 その他は感染防止対策を講じる	多数集客施設、観光客誘客施設等は原則休館 その他施設は感染防止対策を講じる		